

○映像及び音声の送受信(オンライン)を活用した場合に想定される委員会の形態

ケースⅠ：委員会室に委員長、多数委員、執行部 オンラインで少数委員【委員会室で定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)少数



ケースⅡ：委員会室に委員長、少数委員、執行部 オンラインで多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)多数



ケースⅢ：委員会室に少数委員、執行部 オンラインで委員長、多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)多数



ケースⅣ：委員会室に執行部 オンラインで委員長、全委員【オンラインのみで定足数を満たす】

委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



〔委員会条例改正素案では、ケースⅣまでをカバーする。〕

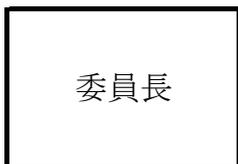


ケースⅤ：委員会室に不在 オンラインで委員長、全委員、執行部【オンラインのみで定足数満たす】

委員会室



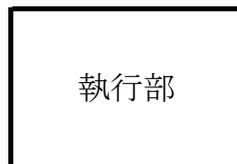
委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



執行部(オンライン)



※委員会条例で関係する条文(抜粋)

第18条(委員会の公開) 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。(オンラインの対象内)

第26条の2(参考人) 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。(オンラインの対象外)